

## 資金の融資

### ■災害援護資金の貸付

【対象】災害により世帯主の1か月以上の療養を要する負傷、家財が3分の1以上の損害、住居が半壊以上の被害があり、収入が一定額以下の人

【利率・期間】年3%・10年

【必要書類】問い合わせてください。

【問い合わせ】地域福祉課しょうがい福祉係  
☎43-7148 FAX45-3206

### ■生活福祉資金の貸付（福祉資金）

【対象】低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、災害を受けたことによる臨時的な経費などが必要な人

※災害援護資金の対象になる場合は、災害援護資金の貸付から申請してください。

【必要書類】問い合わせてください。

【問い合わせ】府中市社会福祉協議会  
☎47-1294

### ■母子・父子・寡婦福祉資金貸付（住宅資金）

【対象】母子・父子・寡婦家庭で災害復興住宅の建設資金、購入・補修資金の融資が必要な人

【利率】連帯保証人がいる場合は無利子

【必要書類】問い合わせてください。

【問い合わせ】女性子ども課子ども家庭係  
☎43-7139 FAX46-3450（代表）

## 支給・貸与

### ■被服、寝具その他生活必需品の支給または貸与

【対象】災害による床上浸水以上の損害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失などして日常生活を営むのが困難になった人

【必要書類】り災証明書

【問い合わせ】産業振興課農政係  
☎43-7131 FAX46-1535（代表）

### ■介護保険一部負担金の猶予および免除

【対象】住宅の全壊・半壊・床上浸水などによる被災をした人

【手続き】介護サービス事業所の窓口で被災していることを申告してください。

【問い合わせ】長寿支援課介護福祉係  
☎40-0222 FAX45-5522

### ■国民年金保険料の免除

【対象】被保険者の所有に係る住宅、家財その他財産につき、災害による被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき

【必要書類】り災証明書、印鑑

【問い合わせ】市民課市民年金係  
☎43-7129 FAX46-3450（代表）  
備後府中年金事務所  
☎41-7421

### ■水道料金・下水道使用料の減免

【対象】災害により漏水した人

【必要書類】り災証明書または被災証明書、印鑑

【問い合わせ】上水下水道課庶務係  
☎43-7168 FAX43-7201

### ■保育料の減免

【対象】災害により住宅が半壊以上の損害を受けた人

【必要書類】り災証明書、印鑑

【問い合わせ】女性子ども課保育係  
☎43-7265 FAX46-3450（代表）

### ■国民健康保険税の減免

【対象】災害により床上浸水など一定程度以上の損害を受けた世帯

【必要書類】り災証明書、印鑑

【問い合わせ】税務課市民税係  
☎43-7121 FAX46-3450（代表）

### ■国民健康保険一部負担金の猶予および免除

【対象】住宅の全壊・半壊・床上浸水などによる被災をした人

【手続き】医療機関などの窓口で被災していることを申告してください。

※7月13日発送の国民健康保険税納税通知書に同封し、お知らせした減免の対象や手続きが変更になりました。

【問い合わせ】健康医療課医療保険係  
☎43-7142 FAX46-3450（代表）

### ■後期高齢者医療保険料の減免

【対象】災害により床上浸水など一定程度以上の損害を受けた人

【必要書類】り災証明書、印鑑

【問い合わせ】税務課市民税係  
☎43-7121 FAX46-3450（代表）

### ■後期高齢者医療保険一部負担金の猶予および免除

【対象】住宅の全壊・半壊・床上浸水などによる被災をした人

【手続き】医療機関などの窓口で被災していることを申告してください。

※7月13日発送の後期高齢者医療保険料通知書に同封し、お知らせした減免の対象や手続きが変更になりました。

【問い合わせ】健康医療課医療保険係  
☎43-7137 FAX46-3450（代表）

### ■介護保険料の減免

【対象】災害により床上浸水など一定程度以上の損害を受けた65歳以上の人

【必要書類】り災証明書、印鑑

【問い合わせ】長寿支援課介護福祉係  
☎40-0222 FAX45-5522

## 減免・免除など

### ■被災に伴う手続きに必要な証明書の交付手数料の免除

【対象となる証明書】<市民課>住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）など

<税務課>資産や所得の証明書など

【必要書類】り災証明書または申出書、本人確認書類、代理人の場合は委任状、印鑑登録証明書が必要な場合は印鑑登録カード

【問い合わせ】市民課市民年金係  
☎43-7127 FAX46-3450（代表）  
上下支所市民生活係  
☎62-2114 FAX62-4038

税務課資産税係  
☎43-7125 FAX46-3450（代表）  
税務課市民税係

☎43-7121 FAX46-3450（代表）  
上下支所総務係  
☎62-2111 FAX62-4038

### ■市民税の減免

【対象】災害により床上浸水など一定程度以上の損害を受けた人

【必要書類】り災証明書、印鑑

【問い合わせ】税務課市民税係  
☎43-7121 FAX46-3450（代表）

### ■固定資産税の減免

【対象】災害により床上浸水など一定程度以上の損害を受けた人

【必要書類】り災証明書、被害状況が確認できる印刷した写真、印鑑

【問い合わせ】税務課資産税係  
☎43-7125 FAX46-3450（代表）